

第2期 新させぼっ子未来プラン(案)

“キラっ人”で子育てしやすいまちづくり

概要資料

《計画の位置づけ》

- 本市における子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するための計画です。
本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画と、「子ども・子育て支援法」に基づく市町村事業計画として位置づけるとともに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づくひとり親家庭等自立促進計画と、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画の内容を含みます。

《計画期間》

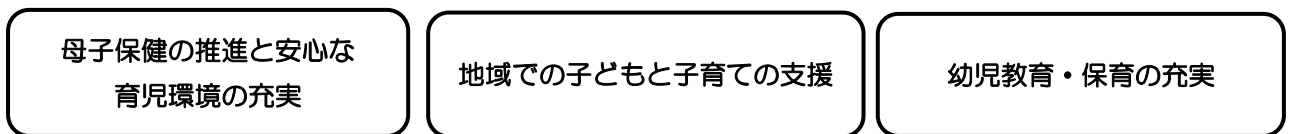
- 「新させぼっ子未来プラン」〔平成27年度から令和元年度〕を引き継ぐ形で、本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年計画とします。

〜〜〜計画の基本方針〜〜〜

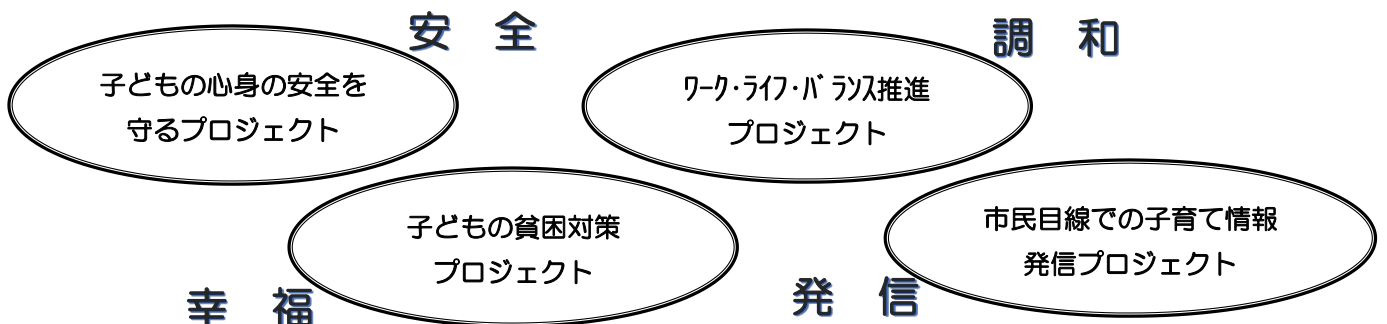
【佐世保市が目指す都市像】
育み、学び、認め合う「人財」育成都市

【望まれる姿】子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち

- ◆いわゆる“量から質へ”を主な社会的背景として、将来像の実現のため、子ども・子育てを支える「人財」育成の観点を重視しながら、3つの施策のもと、計画的な取組の展開を図ります。



- ◆多様化及び深刻化する環境変化への対応力、シビックプライド(市民・都市の誇り)を拠り所とした市内外への発信力が求められる中、4つの包括的重点プロジェクトを設定し、施策横断的な推進を図ります。



～～～計画体系～～～

将来像	施策	施策の方向性	具体的な取組	包括的重点プロジェクト
子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち	1 母子保健の推進と安心な育児環境の充実	(1) 妊娠・出産等に関する知識の普及	① 幼児期から思春期における「いのちの教育」の推進	子どもの心身の安全を守るプロジェクト 子どもの貧困対策プロジェクト(子どもの貧困対策計画) ワーク・ライフ・バランス推進プロジェクト 市民目線での子育て情報発信プロジェクト
			② ライフデザイン構築のための支援	
			③ 食育による子育て支援	
		(2) 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減	① 安全で健やかな妊娠・出産への支援	
			② 乳幼児健康診査の適切な実施	
			③ 家庭訪問による支援	
			④ 子どもに関する相談支援	
			⑤ 児童虐待の未然防止	
			⑥ ひとり親家庭等の自立促進(ひとり親家庭等自立促進計画)	
		(3) 子どもの療育と発達支援	① 子ども発達センターと地域での障がい児支援	
			② すぎのこ園での障がい児支援	
		(4) 経済的支援の充実	① 児童手当・児童扶養手当の適切な実施	
	② 福祉医療制度の運用			
	2 地域での子どもと子育ての支援	(1) 地域における子育て支援の充実	① 地域子育て支援機能の充実	
			② ファミリーサポートセンターの運営	
			③ 子育て支援サークルの自主的活動へのサポート	
			④ 子育てサポーターの養成	
			⑤ 子育て支援意識の高揚	
			⑥ 事業者の子育てに対する理解促進	
		(2) 地域における子どもの健全育成	① 新・放課後子ども総合プランに係る取組の推進	
			② 施設の利活用による地域での子どもの居場所づくり	
3 幼児教育・保育の充実		(1) 幼児教育・保育における量の確保と質の向上	① 幼児教育・保育環境の充実	
			② 幼児教育・保育の質の向上	
	(2) 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開	① 延長保育等の実施		
		② 病児保育の推進		
		③ その他の保育事業		

子ども・子育て支援事業計画

●本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、教育保育提供区域を設定し、教育・保育に係る事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すものです。

◆教育・保育の「量の見込み」と「確保方策(確保量)」

○本市に居住する子どもについて、「現在の幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

3 - 5歳 幼児期の学校教育を受ける子ども (19条1項1号に該当：教育標準時間認定)
3 - 5歳 保育の必要性のある子ども (19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定)
0 - 2歳 保育の必要性のある子ども (19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定)

〔教育・保育の量の見込み〕

(1号・2号・3号認定の見込み数【単位：人】)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号(0歳児)	946	972	996	1,007	1,020
3号(1・2歳児)	2,577	2,694	2,736	2,759	2,770
2号	3,516	3,377	3,309	3,270	3,275
1号	2,993	2,875	2,817	2,785	2,788
合計	10,032	9,918	9,858	9,821	9,853

〔確保方策の方向性〕

*教育・保育の量に係る需給については、既存施設の範囲において、一定のバランスが保たれているものと考えられます。なお、地域的な量の見込みと確保方策のバランス等といった事象にあたっては、教育・保育環境の整備におけるソフト及びハード両面での対応を視野に入れながら、適切かつ柔軟な運用を図っていくことが求められます。

	令和2年度 10,032人			令和3年度 9,918人			令和4年度 9,858人			令和5年度 9,821人			令和6年度 9,853人			
	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	
量の見込	2,993	3,516	3,523	2,875	3,377	3,666	2,817	3,309	3,732	2,785	3,270	3,766	2,788	3,275	3,790	
確保方策	特定教育保育施設	2,259	3,472	3,394	2,141	3,333	3,537	2,083	3,265	3,603	2,051	3,226	3,637	2,054	3,231	3,661
	特定地域型保育事業	0	18	29	0	18	29	0	18	29	0	18	29	0	18	29
	確認を受けない幼稚園	734	0	0	734	0	0	734	0	0	734	0	0	734	0	0
	認可外保育施設	0	26	100	0	26	100	0	26	100	0	26	100	0	26	100
合計(再掲)	2,993	3,516	3,523	2,875	3,377	3,666	2,817	3,309	3,732	2,785	3,270	3,766	2,788	3,275	3,790	

◆地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策(確保量)」

事業	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①利用者支援事業 子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業。	基本型・特定型	量の見込み (設置か所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	
		確保方策 (設置か所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	母子保健型	量の見込み (設置か所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		確保方策 (設置か所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②地域子育て支援拠点事業 乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	量の見込み (月あたり延べ利用人数)		8,290人	8,200人	8,120人	8,030人	
	確保方策 (開設か所数)		* 公立の施設での対応及び民間施設への委託を通じ、子育て支援事業として「交流の場の提供・交流促進」、「子育てに関する相談・援助」、「地域の子育て関連情報の提供」、「子ども・子育て支援に関する講習」等を実施。				
③妊婦健康診査 妊婦と胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。	量の見込み (受診人数) (延べ受診回数)		1,960人 23,520回	1,930人 23,160回	1,900人 22,800回	1,870人 22,440回	
	確保方策		・実施場所: 医療機関 ・実施時期: 随時実施				
④乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、「子育て支援に関する情報提供」、「乳児・保護者の心身の状況及び養育環境の把握」、「養育についての相談」を行う事業。	量の見込み (対象者数)		1,910人	1,890人	1,860人	1,830人	
	確保方策 (実施体制)		* 市(子ども保健課)において実施。家庭訪問員(平成30年度: 14人)、助産師(平成30年度: 5人)が訪問。 * 家庭訪問員は、市が実施している子育てサポーター養成講座を受講し、一定期間、子育て支援に関する活動の経験を有する者。				
⑤養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (イ)養育支援訪問事業 児童の養育に支援が必要な家庭に対し、訪問による支援を実施することで、当該家庭において安定した児童の養育が行えるようにする事業。	量の見込み (延べ人数)		170人	170人	170人	170人	
	確保方策 (実施体制)		* 市(子ども保健課)において実施。 * 養育支援家庭訪問員(平成30年度: 5人)、養育支援助産師(平成30年度: 5人)が訪問。 * 1回あたりの支援時間は2時間以内とし、回数は8回を限度。				
(ロ)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 虐待問題や子育て家庭の抱える様々な問題に対する予防や対応などを協議し、関係施設・機関等とともに包括的なサポートを行います。	実施の有無 (実施体制)		実施	実施	実施	実施	
			* 「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」における委員会や検討会の定期的な開催、必要に応じた個別ケース会議の開催を通じ、子どもを守るための包括的なサポートを行います。				
⑥子育て短期支援事業 保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行うショートステイ事業及び夜間養護等を行うトワイライトステイ事業。	量の見込み (延べ利用人数)		130人	130人	130人	130人	
	確保方策 (延べ利用人数)		130人	130人	130人	130人	130人
⑦ファミリーサポートセンター事業 乳幼児や児童(小学生)の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行う者(提供会員)との相互援助活動に関するコーディネートを行う事業。	量の見込み (延べ利用人数)		1,740人	1,750人	1,770人	1,790人	
	確保方策 (延べ利用人数)		1,740人	1,750人	1,770人	1,790人	1,810人

事業	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑧一時預かり事業 一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業。	幼稚園在園児	量の見込み (延べ利用人数)	128,700人	132,250人	138,030人	144,820人	153,340人
		確保方策 (延べ利用人数)	128,700人	132,250人	138,030人	144,820人	153,340人
	幼稚園在園児以外	量の見込み (延べ利用人数)	4,040人	3,580人	3,180人	2,820人	2,500人
		確保方策 (延べ利用人数)	4,040人	3,580人	3,180人	2,820人	2,500人
⑨延長保育事業 保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等において、通常の11時間の保育時間を超えて保育を実施する事業。	量の見込み (利用実人数)		3,670人	3,670人	3,670人	3,670人	3,670人
	確保方策 (利用実人数)		3,670人	3,670人	3,670人	3,670人	3,670人
⑩病児保育事業 児童が発熱等急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業。	量の見込み (延べ利用人数)		3,200人	3,200人	3,200人	3,200人	3,200人
	確保方策 (延べ利用定員数)		9,408人	9,408人	9,408人	9,408人	9,408人
⑪放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校が休みの時などに、保護者が帰宅するまでの時間に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。	量の見込み (利用実人数)	全体	2,736人	2,843人	2,955人	3,027人	3,082人
		1年生	880人	916人	954人	978人	996人
		2年生	753人	785人	818人	839人	855人
		3年生	507人	528人	551人	565人	575人
		4年生	314人	323人	332人	339人	345人
		5年生	178人	184人	189人	193人	196人
		6年生	104人	107人	111人	113人	115人
	確保方策 (利用定員数)		2,975人	3,055人	3,135人	3,215人	3,255人
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 子どもが幼児教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や給食費(副食材料費)等について、世帯所得の状況等を勘案して、その一部を助成する事業。	実施の有無 (実施内容)		一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施
			*新制度未移行の幼稚園を利用する児童の副食材料費の一部助成について実施します。なお、他の費用については、国の状況等を見ながら、必要に応じ検討していきます。				
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 [新規参入施設等への巡回支援] 市町村が教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用して巡回支援等を行う事業。 [認定こども園特別支援教育・保育経費] 健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園に対して、職員の加配に必要な人件費の一部を助成する事業。	今後の方針		*国の状況等を見ながら、必要に応じ、事業実施について検討していきます。				